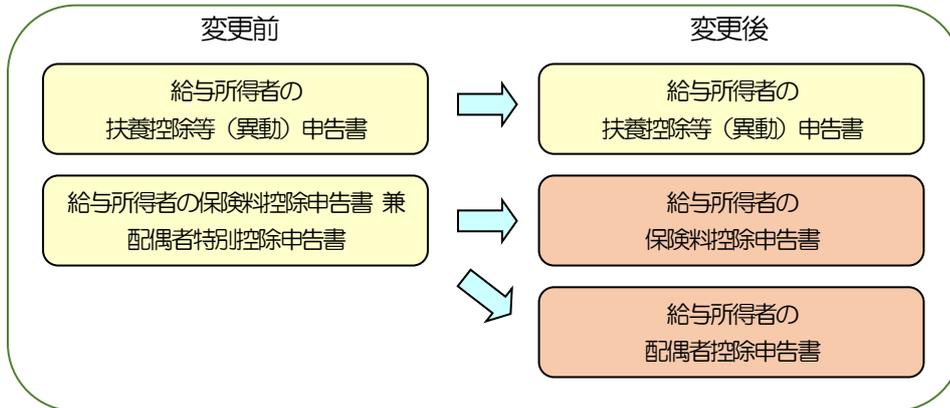


## 平成 30 年分の年末調整における留意事項

年末調整の時期が近づいてきました。年末調整は会社員などの人が 1 年間の所得と納める税金を決定する大切な手続きです。今回は、平成 30 年分の年末調整に関して、平成 29 年分から変更になった内容をご紹介します。

## (1) 各種申告書等の様式変更

625 号でお伝えしました配偶者控除及び配偶者特別控除の改正の影響で平成 30 年分から年末調整の用紙が下記のとおり変更されています。



## (2) 配偶者控除及び配偶者特別控除

平成 29 年度税制改正により平成 30 年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の適用範囲が改正されました。配偶者の給与支給額が 201 万円以下まで配偶者特別控除の適用を受けることができることとなった一方で、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については配偶者控除の適用の対象から除外され、また控除額についても納税者本人の合計所得金額により制限したことで、配偶者の合計所得金額が前年と同額であっても控除額が異なる場合がありますのでご注意ください。

また、従来は配偶者控除を受けるには、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」へ配偶者を記載するだけで配偶者控除の適用を受けることができましたが、平成 30 年分の年末調整においては、新設された「給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与の支払者に提出する必要があります。

	以前まで	平成 30 年分
配偶者控除	不要	必要
配偶者特別控除	必要	不要

## (3) 保険料控除申告書に添付する証明書の範囲の改正

従来、年末調整で生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける場合には、保険会社から書面により交付を受けた控除証明書等を添付する必要がありましたが、平成 30 年分の年末調整より電磁的記録印刷書面（電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面）を添付することも可能になりました。

## 【電磁的記録印刷書面の入手・提出の流れ】

## ① 保険会社から XML データ（電子的控除証明書）を受け取る。

具体的な入手方法については、各保険会社によって対応が異なりますので、各保険会社のホームページなどで入手方法をご確認ください。

## ② 国税庁の専用ホームページにアクセスする。

保険会社から XML データを入手したら、国税庁の e-Tax ホームページの「QR コード付証明書等作成システム」(<http://www.e-taxnta.go.jp/cps/cps.htm>) にアクセスします。ホームページの記載に従い、事前準備セットアップを行った後、QR コード付証明書等作成システムの利用を開始してください。

※ 国税庁の指定する推奨環境を満たす必要がありますのでご注意ください。

## ③ QR コード付控除証明書等を印刷する。

QR コード付証明書等作成システムにアクセスした後、XML データをアップロードすれば、QR コード付証明書をダウンロードすることができます。

## ④ QR コード付控除証明書等を源泉徴収義務者に提出する。